

整骨院・接骨院 のかかり方

※整骨院・接骨院はともに国家資格をもった柔道整復師が施術を行なうところです。

使える・使えないは、以下のとおりです。

国民健康保険が

柔道整復師の判断等により

使える場合

- 日常生活やスポーツなどで痛めた場合
- 内科的な疾患以外で、原因のある痛み
- 捻挫・打撲（転んだ、すべった、落ちた、ひねった、くじいた、寝違えた）
- 挫傷（筋肉、すじを痛めた）
- 骨折・不全骨折・脱臼（折れた、ひびが入った、関節がぬけた）

※骨折や脱臼については医師の同意が必要となります。（応急手当の場合は同意を必要としませんが、引き続き施術を受ける場合は同意が必要となります。）

使えない場合

- 日常生活による単純な疲労や単なる肩こり
- スポーツなどによる筋肉疲労
- 加齢（負傷によるものではない）からくる痛み
- 脳疾患後遺症、リウマチなどの慢性病からくる痛みやしびれ
- 内科的な疾患による痛み

※施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので医師の診察を受けましょう。

整骨院・接骨院に
かかるときは…



① 負傷の原因を 正しく伝える

整骨院・接骨院にかかる際には、体の痛み、症状、原因を正しく伝えましょう。労災保険（通勤途中・勤務中の負傷）に該当する場合は国民健康保険が使えません。交通事故などの第三者行為による負傷の場合は、国民健康保険にご連絡ください。

② 受取代理人の 欄への署名は 自分でする

申請書の署名は、手などを負傷したり、自署が困難な場合を除き、ご自身で記入しましょう。

③ 領収書を もらう

領収書は大切に保管しておき、医療通知で金額・日数を確認しましょう。
※領収書は、医療費控除を受ける際にも必要になりますので大切に保管しましょう。